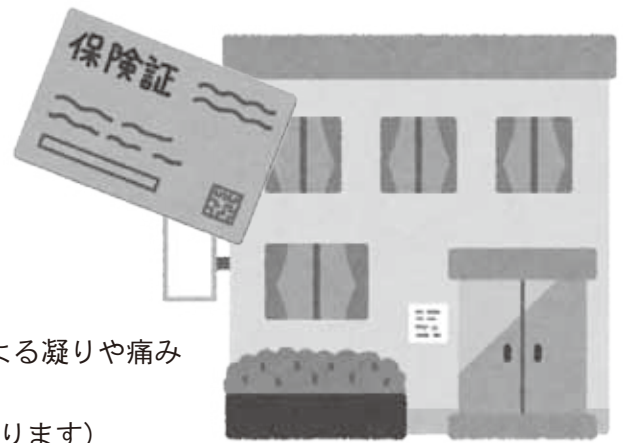


**【国保が使える場合】**

- 外傷性のねんざ・打撲
- 骨折・脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要)

**【国保が使えない場合】** (全額自己負担となります。)

- 日常生活の疲れや肩こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 病気(神経痛・リウマチ・慢性関節炎・ヘルニアなど)による凝りや痛み
- 症状の改善がみられない長期の施術(応急処置を除く)
- 仕事中や通勤途上に起きた負傷(労災保険からの給付になります)



**【施術を受けるときの注意事項】**

- 1 外傷性の負傷でない場合は国保が使いません。
- 2 同一の負傷について、同時期に柔道整復師の施術と整形外科の治療を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。
- 3 施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。
- 4 療養費支給申請書は、受療者が柔道整復師に国保への請求を委任するものです。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自分で自署(サイン)をしてください。

**【平成28年4月から入院時の食事代が変わります】**

入院時の食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に標準負担額を自己負担し、残りを国保が負担します。平成28年4月から住民税課税世帯の標準負担額が引き上げられます。ただし住民税非課税世帯、指定難病および小児慢性特定疾病児童等の標準負担額は据え置かれます。

入院したときの食事代 (入院時食事代の標準負担額)

区 分		平成28年3月まで	平成28年4月以降
一般(下記以外の人)		260円	360円
住民税非課税世帯 (低所得者Ⅱ)	90日以内の入院 (過去12ヶ月の入院日数)	210円	変更なし
	90日を超える入院 (過去12ヶ月の入院日数)	160円	変更なし
住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ)		100円	変更なし

※住民税非課税世帯の方は「標準負担額減額認定証」の申請をすることで上記の金額となります。

**【八百津町から転出して進学される方へ】**

国民健康保険はお住まいの市町村で加入することになり、原則として八百津町に住所のない方は八百津町国保の保険証を使うことができません。しかし特例として八百津町国民健康保険に加入している方が進学を理由に住所を他市町村に移し、八百津町にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、学生保険証(マル学)への切り替え手続きを行うことにより引き続き八百津町国民健康保険の保険証を使用することができます。進学に伴う転出をする方は、下記のものをご持参のうえ役場1階 町民課 国民健康保険係へ届出を行ってください。

- ①学生であることが証明できるもの(在学証明書、入学前の場合は合格通知書)
- ②現在お持ちの国民健康保険証

□お問い合わせ 役場1階 町民課 国民健康保険係 ☎43-2111(内線2114)